

下水道事業の経営状況と 下水道使用料改定の方針について

用語集

参考：用語集

P5 「3 地方公営企業の概要」「3-2 地方公営企業会計について（収益的収入）」

○現金主義会計：現金の収入及び支出の事実に着目して経理する会計。

○発生主義会計：現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づいて経理する会計。

例1) 50万円の下水道使用料を収入した場合

・10/1～10/20 検針

↓

・10/24 使用料調定

↓

・納入通知

↓

・11/25現金収入

発生主義の場合
調定日(10/24)に未収金として記帳

現金主義の場合
納入日(11/25)に記帳

例2) 15万円の物品を購入した場合

・10/1 発注

↓

・10/24 納品の検収

↓

・代金の請求を受ける

↓

・11/25代金の支払い

発生主義の場合
支払義務の生じる検収日(10/24)に
未払金として記帳

現金主義の場合
支払日(11/25)に記帳

現金主義＝債権・債務があるのに11/25まで経営状況の把握が困難

発生主義＝経理内容が明確にされる（経営状況が容易に把握できる）

○財務諸表：地方公営企業法第30条第7項に基づく損益計算書や貸借対照表等をいう。また、地方公営企業法施行令第23条第1項に基づく財務諸表の附属書類は、キャッシュ・フロー計算書等をいう。

○損益計算書（P/L）：一営業期間における企業の経営成績を明らかにする報告書。一営業期間内に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生由来を表示している。P/L (Profit & Loss Statement) と呼ばれる。

○貸借対照表（B/S）：年度末における企業の財政状態（財産の残高）を明らかにする報告書。年度末において企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示している。左側の「資産」と右側の「負債・資本」が同額でバランスしているため、バランスシート（B/S）と呼ばれる。

○キャッシュ・フロー計算書：一事業年度のお金の流れに関する報告書。営業活動、投資活動、財務活動の3つに区分して作成される。発生主義会計に基づいて作成される損益計算書で把握できない、現金の収入・支出（お金の流れ）に関する情報を得ることができるとともに、3つの活動区分ごとのキャッシュ・フローを見ることで、企業の経営状況を確認することができる。

参考：用語集

P 6 「4 下水道事業の経営状況と課題」「4-1 下水道事業会計の仕組み」

【収益的収入】

- 下水道使用料 : 公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。
- 他会計負担金 : 地方公営企業繰出金の考え方に基づいた一般会計からの繰入金。その基準は、総務省より毎年出される「〇〇年度の地方公営企業繰出金について」により設定される。具体的には、雨水処理に関する経費（浚渫工事等）、不明水の処理に要する経費、特別措置分利子等。
- 長期前受金戻入 : 減価償却が取得経費の使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。補助金分（国庫補助金や他会計補助金など）と繰入金収益化分（建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金を収益化したもの）がある。
- 他会計補助金 : 財源不足を補うための一般会計からの繰入金。

【収益的支出】

- 維持管理費 : 下水道事業の管理運営に要する費用。職員給与費、修繕費、材料費、委託料、工事請負費、流域下水道維持管理負担金など。
- 支払利息等 : 企業債や一時借入金の利息。
- 減価償却費 : 資産形成（管きよの構築など）にかかった費用を耐用年数で割った金額。下水道は資産を長期に渡り使用し、その使用した期間をかけて使用料収入で費用を回収していく事業のため、資産形成にかかった費用も使用する期間で分割して収支を経理する。

【内部留保資金】

- 消費税及び地方消費税資本的収支調整額 : 資本的支出にかかる消費税額から資本的収入に係る消費税額（通常は0円）を差引いた額。消費税の納税計算は、3条、4条合せて、3条予算で執行するため、4条予算の支出にかかる消費税分が、3条予算内（仮受消費税）に留保される。
- 損益勘定留保資金 : 3条予算における費用のうち、現金の支出を必要としない費用。主に、減価償却費（長期前受金戻入を除く）、固定資産除却費をいう。
- 減債積立金 : 企業債の償還に充てるための積立金。
- 利益積立金 : 欠損金をうめるための積立金。
- 建設改良積立金 : 建設又は改良のための積立金。
- 災害準備積立金 : 災害による不時の損失に備えるための積立金。

参考：用語集

P 6 「4 下水道事業の経営状況と課題」「4-1 下水道事業会計の仕組み」

【資本的収入】

- 企業債 : 地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債のこと。
- 国庫補助金 : 国からの補助金。原則として、下水道建設事業費の約50%が国庫補助金として交付されている。
- 他会計負担金 : 地方公営企業繰出金の考え方に基づいた一般会計からの繰入金。その基準は、総務省より毎年出される「〇〇年度の地方公営企業繰出金について」により設定される。具体的には、流域下水道の建設に要する経費（臨時措置分元金）や下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費（特別措置分元金）等。
- 他会計補助金 : 財源不足を補うための一般会計からの繰入金。
- 分担金及び負担金 : 下水道の敷設により利益を受ける者が、その建設費の一部を負担するという考えにより、条例で定められた額に基づき納付するもの。

【資本的支出】

- 建設改良費 : 下水道施設を新たに建設したりするための費用。職員給与費、委託料、工事請負費、流域下水道建設負担金など。
- 企業債償還金 : 既に借入を行った企業債の元金返済の支出。

P 8 「4 下水道事業の経営状況と課題」「4-2 下水道事業会計の経営状況」

- 営業収益 : 主たる営業活動から生じる収益。例えば、下水道使用料、他会計負担金、その他営業収益（指定工事店や責任技術者登録手数料、複写手数料）
- 営業外収益 : 金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益。例えば、国庫補助金、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益（延滞金、占用料）。
- 特別利益 : 当年度の経常的収益から除外すべき収益。例えば、過年度損益修正の修正益、貸倒引当金戻入。
- 営業費用 : 主たる事業活動のため生じる費用。例えば、管渠及びポンプ場費や減価償却費等。
- 営業外費用 : 主として金融財務活動に要する費用及び事業の継続的活動以外の活動によって生じる費用。例えば、支払利息及び企業債取扱諸費等。
- 特別損失 : 当年度の経常的費用から除外すべき費用。例えば、過年度損益修正の修正損。

参考：用語集

P 9 - 1 0 「4 下水道事業の経営状況と課題」「4 - 3 下水道事業の経営課題」

- 給水人口 : 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。
- 有収水量 : 下水道使用料の賦課対象となる水量。
- 水洗化人口 : 処理区域内で水洗便所を設置済みの人の数。
- 不明水 : 本来、汚水のみを処理する処理場に流入する雨水や地下水のこと。管の継手や破損部分からの流入、雨水管の誤接続などが原因とされる。
- 計画地下水量 : 汚水管渠、マンホール等に侵入する地下水量は、地下水位、土質、施工の巧拙によって影響し、的確な算出法はないが、一般に下水道計画では、1人1日最大汚水量の10~20%を見込むものとしている。荒川左岸北部流域関連北本公共下水道事業計画においては、1人1日最大汚水量の15%を見込むものとし、地下水量原単位を60ℓ/人・日としていることから、この原単位に水洗化人口を乗じ1年間に換算した値を計画地下水量としている。